

第32回大空町農業委員会総会議事録

令和5年2月24日 第32回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川一浩	2番 上田英樹	3番 森英章
4番 佐藤廣治	5番 斎藤宏幸	7番 伊藤博幸
8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二	10番 福田重幸
12番 増子昭雄	14番 原本勝広	15番 遠藤哲也
16番 石原せつえ	17番 佐野一義	18番 渡辺誠
19番 高橋敬義	20番 佐久間仁	21番 仲西政克
22番 岡本シゲ子	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

(2) 欠席者

6番 森賀祐司	11番 真鍋剛	13番 福田英信
---------	---------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主幹 石川大樹	主事 見延洗太
----------	---------	---------

第32回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第32回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、第32回農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様の任期が本年7月19日で満了となりますことから、2月15日に“まちのおしらせ”、16日に“そらナビ”におきまして、農業委員会委員の募集のお知らせが来たことと思います。3月1日から3月31日までの推薦・応募期間となりますので、推薦書・応募届の届け出の提出を皆様忘れないようお願いいたします。</p> <p>3月3日には、今までコロナ禍ににおきまして三年間中止されてきました議員さん・農協役員さん・農業委員さんの研修会があります。皆様出欠の確認をされたと思いますけれども、昔ほど人数は出席されないようですが、今回懇親会もありますので、皆様他の団体と懇親を深められるようよろしくようお願いいたします。</p> <p>今年は20日に雪が降りましたが、雪が少なく進んでおります。今日は暖かい日でございますけれども、まだ未だ氷点下二桁になるという寒い日が続いており、ハウス内の凍結など多いのではないかと心配しているところでもあります。2月中旬を過ぎまして、玉葱の播種も始まっておると聞いております。また、もう少ししましたらビートの播種、融雪剤の散布等の作業が始まり、徐々に忙しくなってまいりますけれども、委員の皆様におかれましては、お身体に気を付けて、事故等無いようご祈念申し上げまして、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>1月25日開催の第31回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p>

石田会長	<p>(活動状況報告説明)</p> <p>ただ今より第32回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時36分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。 森賀委員、真鍋委員、福田英信委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計23件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、16番石原委員、17番佐野委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5年2月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、町有地払い下げに係る案件でございます。図面については、1ページに掲載をしております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いしま</p>

	す。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】</p> <p>この件につきましては、これまで出し手の〇〇氏から〇〇氏へ使用貸借していた当該農地を、経営移譲を機に後継者であります〇〇氏へ贈与するというものでございます。図面は省略させていただいております。農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第1号所有権移転関係3番朗読】 この件につきましては、祖父から孫への贈与の案件となっております。そのため図面につきましては省略をさせていただいております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

見延主事	<p>次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p> <p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面については、2 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 3 条 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。町有地部分の一部を借り受けるものとなっております。図面については、3 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認してございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第1号利用権設定関係3番朗読】 この件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件とな っております。そのため図面は省略しております。 農地法第3第2項の許可できない項目に該当していないことを確認 しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>

石田会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番及び 5 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第 1 号利用権設定関係 4 番及び 5 番朗読】 4 番及び 5 番の案件につきましては、農場の法人化に伴いまして、現経営農地を、そのまま設立した法人へ改めて使用貸借設定を行うというものでございます。そのため、図面については省略してございます。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 4 番及び 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 4 番及び 5 番について採決しま

委員	<p>す。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和5年2月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸し付けしていた農地を借主へ売買するものでございます。あっせんの申し出を受け、2月10日に第1地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	【議案第2号所有権移転関係2番朗読】 この件につきましては、申し出者が貸し付けしていた農地を借主へ 売買するものです。あっせんの申し出を受け、1月16日に第2地区 農業委員さんにより、あっせん会が行われております。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合している ことを確認しておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願ひしま す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。

	事務局。
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては4ページ目に掲載しております。第4地区農業委員さんによりまして、2月8日にあっせん会を実施してございます。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認してございますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。

見延主事	<p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p> <p>2 番から 9 番までの案件につきましては、農地更新の案件となっておりますが、1 月 1 6 日及び 1 月 1 8 日におきまして、第 2 地区農業委員さんにより、あっせん会を実施してございます。</p> <p>全件、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に全て適合していることを確認しておりますので、よろしくお願いたします。なお、更新案件につきましては、図面を省略しておりますので、予めご了承ください。それでは、2 番につきましてご説明いたします。</p> <p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番朗読】 以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 3 番朗読】 以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	【議案第2号利用権設定関係4番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番及び6番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	【議案第2号利用権設定関係5番及び6番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係5番及び6番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第2号利用権設定関係5番及び6番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第2号利用権設定関係7番朗読】</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係7番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係8番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第2号利用権設定関係8番朗読】</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係8番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係8番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 9 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
見延主事	【議案第 2 号利用権設定関係 9 番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 9 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 9 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 10 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	【議案第 2 号利用権設定関係 10 番朗読】 10 番につきましては、更新案件でございますが、同時に受け手農場の経営移譲に伴いまして、借主名を後継者名に変更するというものでございます。図面につきましては省略をさせていただいております。第 5 地区農業委員さんによりまして、2 月 15 日にあっせん会を実施してございます。 なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に全て適合していることを確認してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 10 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から3番までについて、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和5年2月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
見延主事 石川主幹	<p>【議案第3号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>【議案第3号所有権移転関係2番及び3番朗読】</p> <p>1番から3番までの案件でございますが、先月の総会におきまして議決をいただいた案件となっております。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番から3番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号所有権移転関係1番から3番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第18条の規定により、会長専</p>

	<p>決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年2月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】 以上でございます。</p> <p>石田会長 この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>委員 (なしの声)</p> <p>石田会長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時28分)</p>
--	---